

平成 20 年 3 月 22 日開催 警察政策フォーラム
「自由と安全・理論と実務の架橋」
パネルディスカッション（質疑応答を含む。）

田村

まず研究会メンバーの大沢先生から順番に、4 人の報告についてコメントをいただきたいと思います。

大沢

田村さんのご報告では、特にガバナンスの部分を中心にお伺いしたいと思っています。私自身はアメリカの法制度を中心に勉強していますが、アメリカでも最近ではテロ対策として、新たな枠組みの立法が必要であると言われていたようです。アメリカで従来、主として憲法上問題視されてきた外国人や市民の拘束の問題、あるいは監視の問題について、新しいフレームワークをつくるべきだとして、最近の向こうの雑誌等を読んだ限りでは、ハーバードのロースクール等でもそうしたテロと安全のプログラムが新たにスタートしています。

その際に、田村さんがおっしゃったように、情報公開として法令がつけられる進展の形を国民が知ることが必要なのだと思います。その意味で、先ほど 2 人の学者方のお話の、最近の規制については、従来の言わば近代自由主義のもとで考えられていた事後規制ではなく、事前規制の必要性が認識されつつあるという指摘については、私自身そのとおりだろうと思っています。

次に、大屋さんへ感想めいたご質問をします。近代の自由主義のもとで事後規制を中心に考えてきた規制の在り方が、20 世紀に入り、現代的な立憲主義の下で福祉国家等が進展するなか、国家が規制の領域に入ることが見られるようになったのだと思います。アメリカの学者のなかでは表現の自由についても一種の市場の自由が言われますが、それはいわば独禁法と同じように、一種のつくられた市場による自由だとも言われています。そういう場合に、国家の働きということがあるのだと思います。

ただ大屋さんは、そういう国家的な規制だけではなく、むしろ規制の在り方や主体が社会全体に広がってきているのだという趣旨なので、国家だけに限られないということだろうと思います。私はその点で若干疑問があり、依然として国家がそれほど関係ないのか、ということです。社会的に許容されている場合でも、具体的な規制の背景にはやはり国家的な、あるいは国家に限らず公権力というものがあるのではないかと考えています。そこについて少しお聞きしたいということがひとつです。

もうひとつ、大屋さんが最後におっしゃった事前規制と事後規制の混合、自由と安全の問題を考える際に混在して用いられていることに気づかなければならないとのことでした。その場合、行為可能性が規制によって全く遮断されてしまっている場合が事前規制で、事後規制は行為可能性があるようなものだというお話のようです。ただ、そういう使い方は、もう「規制」とは言わないのではないかと。むしろ事前に遮断してしまうので、そもそも行為可能性はない。ある程度自分の行為可能性があることに対して従来「規制」と使われてきたのではないかと気がしております。

大屋さんがそこを見事に言われていたので、私はお聞きしながら理解が追いつきませんでした。自由と安全を考える場合に事前規制と事後規制の混在に問題があるのだということですが、大屋さんのイメージをもう少し具体例でお話いただければありがたいと思います。

高橋さんのご報告は、コミュニティの問題としてお考えになるということでした。趣旨としては違うのですが、アメリカでいま問題となっていることと合わせますと、私自身は、国家、ガバナンスという問題でいうと、先ほどおっしゃった、コミュニティをつくるときには、そこにおける自由と安全を判断する者は誰なのかが最終的に問題になるのではないかなと思っています。

高橋さんによると、アメリカにおけるリベラル派とコミュニタリアンとの間の議論から、リベラルなコミュニティの存在は容認され、そこにはリベラルな価値の共有のようなものがある、ただリベラルなコミュニティのルールの確保が問題になるのだ、といったお話でした。そして、ルール破りというのは常に起こるので考慮に入れなければならない。ルールが守られて初めてコミュニティがうまく行くのだということをおっしゃったと思います。またルールやルールの形成について判断する場合に、その信頼が崩れると、反動が非常に大きなものとして出てくるのだということも言われたかと思います。

これは、アメリカでいま問題となっていますヘビアス・コーパス (habeas corpus)、日本では「人身保護令状」と言われているものですが、要するにアメリカを国家という一種のコミュニティとしますと、そうしたコミュニティのなかにおいて、拘束の問題について、アメリカ国内におけるリベラルな価値、憲法上の価値を守るために裁判所が判断する。アメリカの裁判所が果たしてそういうルールを形成していいのだろうか、という議論があります。

そういう裁判所の判定者としての役割は、アメリカの場合は手続的な保障というものが司法過程には見られますので、先ほど高橋さんが、ひとつは戦略的な信頼で、もうひとつは道徳的な信頼とおっしゃいましたが、たぶんそういう手続的な信頼といいますが、こういうルールや手続に則って行なわれているからいいのだという問題だろうと思います。しかしもうひとつ、そういうルールだけでは不安だとするならば、アメリカの裁判所あるいは裁判官は最終的に自分の思っている価値をどう実現するか、それに対する信頼をどう確保するかという問題になってくるだろうと思います。この2つの条件がどう関係してくるのでしょうか。確かにルールの手続が信頼され、ルールを守るべき最終的な権威が存在し、それが信頼されればいいのでしょうか。そう考えていくと、どうもコミュニティと国家は何か似ているのかなという感じもします。

ただ、高橋さんのお話では、そうしたコミュニティと国家がむしろ対立関係にあるのだろうと思いますが、国家あるいは自由と安全を確保するための司法や裁判官の役割をどうお考えなのか、お聞きしたいと思います。私自身もリベラルなコミュニティの存在については考えたこともあるので、そういう問題があるのかなと思います。

小山

田村さん、村田さんのお話を聞いて、ドイツの内務大臣、ヴォルフガング・ショイブレという人の発言を思い出しました。「安全は国家の任務である。そして完全な安全というのは実現不可能であっても、だからといって最大限の安全を模索する努力を怠ってはならない。相手方が最新の技術を持っているのであれば、国家の側にもその最新の技術を与えるべきだ」。以前、「闘う民主制」という言葉がドイツにありましたが、ショイブレは、「闘う法治国家だけが国民の信頼を獲得できるのだ」と言っています。これは、連邦政府・州政府のテロ対策・組織犯罪対策立法に対して、連邦憲法裁判所が次々に違憲判決を出したことに對して、腹いせ気味に書いた論文の中で使っている言葉です。内務大臣としては当然の

反応なのかもしれません。また、最近、ドイツでは憲法学でも「安全」が急に注目されるようになりまして、「安全のルネッサンス」が言われたりもしています。

さて「安全」は、日本国憲法の条文では1カ所だけで言及されています。前文で、日本国民が「諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」という文脈です。それを除きますと、「安全」という言葉は日本国憲法に出て来ません。

なぜかという、「安全」は憲法をつくる目的ではありません。憲法をつくる目的は、「国家からの自由」を確保することです。確かに安全は、自由にとって不可欠です。しかし、安全を実現し、自由を保障するために正当化されたはずの国家が、逆に自由を弾圧する側に回った。だから憲法によって国家の手足を縛る。「国家からの自由」のカタログが、様々な「自由」として日本国憲法の第3章に並んでいるのはことためです。「安全」は、憲法の対象ではなくて、むしろ前提と言ったほうがよいものです。

したがって、憲法の教科書でも「安全」という言葉はまず出てきません。代わりに出てくるのは、例えば「表現の自由を制限するためには明白かつ現在の危険がなくてはならない」というように、「危険」です。具体的な危険がなくては人権を制限してはいけません。あるいは、具体的な危険があれば人権を必要最小限で制限してもいい。そういった文脈で出てくるに過ぎないわけです。「安全」は、「危険」という濃縮された姿で、自由の制限の正当化という文脈だけで使われます。

「安全のルネッサンス」とは、要するに、「安全」を「自由の制限の正当化」、「具体的危険」という限定的用法から解放して、国家の古典的任務として正面から再定位する、というものです。

ただ、先ほど言ったように、ドイツの連邦憲法裁判所は「安全」というものを手放しでは肯定していません。国家は、安全を守るためでも、実現するためでも、法治国家のルールに従って憲法の枠内でなければならぬと言っています。先ほど田村さんや村田さんから、監視カメラあるいは通信傍受がいかに有効かというお話がありました。ドイツ連邦憲法裁判所の判決では、監視カメラについてたしか去年の2月、違憲判決が出ていますし、通信傍受についてもすでに何件か違憲判決が出ています。注意しなくてはならないのは、この違憲判決は「絶対に監視カメラを使ってはならない」とか「絶対に通信傍受をしてはならない」のではなく、「使い方の条件をもっとしっかり定める」「場合によっては使う場面をもっと限定しろ」という趣旨だということです。

具体的に言うと、監視カメラや通信傍受を行う場合、漠然とした法律の規定に基づいてやってはならず、どういう目的のために使うのか、何を守るために使うのか、取得した情報をどうやって管理するのか、どういう場合にほかの機関にそれを提供するのかを法律で詳細を具体的に定めなくてはならない。特に目的外の転用を許す規定があったら即座に憲法違反になります。

ちなみに、日本でもドイツでも、「合憲限定解釈」という解釈の手法があります。出来の悪い法律でも憲法に合うように限定解釈を加えることによって、その法律を合憲として救済するというものです。しかし、連邦憲法裁判所は、この分野では合憲限定解釈は許されないとしています。不明確なら即違憲という厳しい対応です。

それから、今度は実質的な面ですが、些細なものを守るために人権に対して重大な侵害を加えてはいけません。あるいは危険が発生する蓋然性が低い段階において人権に対する重大な制限を加えるのであれば、それによって守るものはよほど重要なものでなくてはならない。比例原則といいますが、それを使

っていくつかの規定を憲法違反にしています。

ドイツの憲法裁判所のやり方は、先ほど言った内務大臣のショイブレが反感を抱いているように、たぶん治安を与る実務にとっては非常に不愉快な存在でしょうが、少なくとも日本の憲法学者が語っている内容よりは、はるかに具体的だし説得力があるし、逆に言えば、実務もそれに乗ったほうが自分たちを楽しめると思います。

監視カメラ、通信傍受、入国に際する指紋のチェックといったものがいかに有効であるとしても、例えば監視カメラで撮られた画像、傍受された通信などがどういう場合に行われるのか、あるいはデータがどういう形で保存されるのか、どういうプロセスを経て破棄されるのか、どういう条件の下で情報機関から法執行機関に提供されるのか、そうしたことが具体的にわからないと、単に国民の側では不安ばかりが募り、余計な反論を受けます。場合によっては通信傍受自体が憲法違反という議論にもつながっていくのではないかと思います。

そこで、まず田村さんと村田さんには、条件を明確にし、かつ使用する対象を特定するといった法律による手当の必要性についてどうお考えになるかをお聞かせいただければと思います。

次に、大屋さんのお話について、自由と規制とを対立関係に置くのは間違いだとおっしゃいました。ただ、出してきた例が「婚姻の自由」のように自由をつくり出す規制でしたが、これは特別なケースです。財産権も契約の自由もそうですが、要するにルールに乗って何かを行うタイプの人権だけに当てはまることで、いわゆる自然的な自由には全く妥当せず、あまり一般化できない話ではないかと思います。また、他者による侵害から自分を守るための規制というのがありました。これは憲法学では基本権保護義務という話です。しかし、基本権保護義務に立ったとしても、例えばプライバシーや名誉を守るということは表現の自由の制限という面を持っているわけです。誰の視点から見るとによって、保護者である国家は同時に規制者でもあるということをおきたいと思います。

さらに、大屋さんに別の質問ですが、事前の規制と事後の規制の区別がどれほど敢然とできるのかということについて、まず1つ目の疑問が、例えば大屋さんが事前の規制で挙げた例は物理的に阻止する場合だけではなく、心理的な威嚇によって行動を萎縮させるような場合は、事前の規制に入るのかどうかをお聞きしたい。もしこれが事前の規制に入るのであれば、事前と事後の区別はあまり決定的な意味は持たなくなってくるのではないかと思います。また、事後的な規制だったら問題ないというお話でしたが、事後的な規制でも、例えば通信傍受でも何でもデータを保存して、かつ別のデータを結合していくことになると、これはまた別の問題になってくるのではないかと。それについて一言お願いしたいと思います。

最後に、高橋さんの報告について、諸価値の共有によるリベラルなコミュニティと言われましたが、この諸価値の共有の「強制」は生じないのか、ということです。日本でも日本語能力を外国人に要求する動きもあるようですが、例えばドイツは単にドイツ語ではなく、ドイツに関する知識のテストも長期在留の外国人に課するという動きがあるらしいです。すでに一部で導入されたかもしれませんが、そのテストの内容は極めて難しく、この前ドイツのある教授と話していたら「自分でもこの試験なら落ちるかもしれない」と言っていました。試験問題を見たことがないのでわかりませんが、日本の江戸文化歴史検定のようなものらしいです。そうした諸価値の共有の強制、それは「強制」という語を使わずに、

試験を受けるために勉強なさい、というソフトな手法を使ったら、余計な悪い強制になるのではないか。それについてのお考えをお願いできればと思います。

板橋

私は法律の専門家ではありませんので、どちらかというと実務に近い研究者の立場としてお話をさせていただきます。

この研究会は2003年4月に発足し、最初のフォーラムを2004年9月11日に実施いたしました。その際、私は「日本の現状についての報告」を発表し、当時の問題点及び課題として4点を指摘しました。

対テロリズム国家戦略の欠如、省庁間の協力、調整の問題、水際対策の限界、包括的テロ対策法の整備、です。その後「テロの未然防止に関する行動計画」ができ、村田課長から発表があったように、ICPOのデータの共有以外はほぼ実現しているということで、私が指摘したうち、～については、ほぼ実現しているのが現状だろうと思います。

もうひとつ指摘したことが、大変難しい議論かと思いますが、テロ対策はいったいどちらが基軸であるべきなのか。つまり、司法の分野、Counter-Terrorを基軸としていくのか、あるいは、War on Terrorと言って「テロとの戦い」があまりにもクローズアップされましたが、戦争を基軸にしていくのか、です。

当時、来日されたジョン・ユー先生にご質問したところ「両方やるのだ」ということでしたが、先ほど大沢先生からお話があったように、アメリカの政治情勢もあり、新たなテロ対策の方向性が模索し始められているのではないかと思います。どちらかという今は戦争の方が基軸となっている傾向が強いのかかもしれませんが、今後は司法を中心とした、いわゆるカウンターテロリズムへ重点が移っていくのではないかと最近感じています。

アメリカは、テロリストに譲歩せず、取引をしない、テロリストを彼らが犯した犯罪で裁判にかけ（米国の法廷に引きずり出し）、テロ支援国家に対し、行動を変えさせるために、孤立させ、圧力をかける、米国に協力し、支援を必要とする国のテロ対策能力を強化する、の4つを対テロの基本政策としています。

2番目の基本政策はいまでも捨てていないはずですが、先ほどの基軸の議論ではありませんが、この4つの基本政策の見直しがあるのかどうか。その辺りを、現場におられる村田さんに国際会議等での感触などを含めてお伺いしたいと思います。

それから、テロとの戦いは、どうもアメリカの敗北になりつつあります。やはりイラク戦争が大きかったのだと思います。イラク戦争に至るまでは各国ともアメリカのテロ対策に非常に協力的でしたが、イラク戦争以降、特にイスラム諸国を中心に離れていってしまった状況があるのではないのでしょうか。

私は、テロ対策の一環として軍事力の行使を否定するものではありません。1998年にケニア・タンザニアの米国大使館が爆破された際に、当時はクリントン政権だったのですが、米国はアフガニスタンへミサイル攻撃を行いました。私は、これはこれで正しかったのだらうと思っています。このときは、われわれ研究者もちょっとやり過ぎではないかという感じは持ちましたが、当時から私はテロ対策に軍事力を使うことは、対策の一環として決しておかしくはないと思っていたわけですが、問題は基軸をどちらに置くのかであり、今後これが問われるのだと思います。

思うに、今後はWar on TerrorからCounter-Terrorに移っていくのではないのでしょうか。その際に非常

に重要になってくるのが、やはりインテリジェンスだろうと思います。ご存じのとおり日本には対外情報を収集する機関がありません。先ほど村田課長は、いわゆるテロ計画を阻止した事例が、司法取引やインテリジェンスに負うところが大きいというお話をされましたが、日本としてこれらの問題をどうしていくのか。また田村所長はいわゆるガバナンスの問題を指摘されましたが、こういったインテリジェンス機関をつくった場合のガバナンスの問題をどう考えたらいいのでしょうか。

さて、今日のテーマである「理論と実務の架橋」で、直近で試される自由と安全の問題がまさに今回のサミットだろうと思います。ご案内のようにイギリス・グレンイーグルスサミットの開催中にロンドンの地下鉄でテロが発生しました。交通機関におけるテロ対策は非常に市民に身近なものです。実は航空分野、海事分野には条約があって、それに基づいて国内法が整備されていますが、鉄道分野には条約がありません。テロ対策に関する鉄道の国内法もありません。すなわち、鉄道会社の自主的な対策に任されているのが現状です。

鉄道については、先般アメリカに出張した際に、ニューヨークのグランド・セントラル駅で手荷物検査を実施しているところを視察しました。検査台の横に看板を掲げ、検査実施中であること告知し、実施しておりました。爆発物を探知する手荷物検査だったのですが、30分ほど眺めていましたが、誰一人拒否する人はおらず、米国では本当に皆さん協力的に応じていました。また、グランド・セントラルもペンステーションも、州兵（ナショナルガード）が警備をしていました。警察の下に入って、警察官の指示のもとに警備を行っているのですが、州知事の命令で配置され、主に威嚇的な効果を狙っているということでした。

一方、イギリスのブリティッシュ・トランスポーターション・ポリスの方にお話をお伺いしたところ、手荷物検査の実験は、とても不評だったそうです。地下鉄で同時多発テロが起こったにもかかわらず、手荷物検査は非常に不評だったので、恐らくイギリスでは制度化はされないだろうと担当者は言っていました。

日本では、サミットを控えて手荷物検査の問題や州兵のような威嚇的な「見せる警備」という問題をどのように捉えればよいのでしょうか。自衛隊を使えという話では全くありませんが、今後どのように日本でやっていったらいいのだろうか、今回、アメリカとイギリスを回って思いました。

サミットで一番狙われそうなのはやはり首都東京、あるいは大都市の鉄道、あるいは新幹線のような交通機関です。ここを守っていくために、私自身は、手荷物検査ぐらいはするべきだと思っておりますが、鉄道は極めて効率的で利便性の高い交通機関であり、このような効率性や利便性を阻害する検査はできればやらないほうがいいということも、アメリカでもイギリスでも当局の担当者が言っていました。そういうことを踏まえて、日本でのこうした手荷物検査の在り方について、もし何かアイデアがありましたら、村田課長にお伺いしたいと思います。

最後に、村田課長はいま G8 司法・内務大臣会議の準備、それからローマ/リヨン・グループの議長をされていると思いますが、テロ対策の次のステップとして、いわゆるテロリストの穏健化、要するに過激化の防止に国際的に取り組まれているそうですが、そのような状況についてお話しいただければと思います。

田村

ありがとうございました。3人の方から様々なご質問、ご意見等がございました。司会進行役の特権として、私へのご質問は最後に回しまして、逆の順番でお答えをいただきたいと思います。

まず大屋先生に、大沢先生からのご質問が、事後規制と事前規制の関係で2つありました。ひとつは、社会による規制といっても国家が無関係とは言えないのではないかという点です。また、行為可能性の有無で、事前と事後に本当に分けられるのかという点もありました。小山先生からのご質問でも、基本権保護義務も大事だという立場に立ちつつ、自由と規制が対立ではないといっても、自然的自由の規制になることに変わりはないのではないかという点。それから事前・事後の関係では、心理的な威嚇まで事前規制に入るのか入らないのかというご指摘などがあったかと思います。

ご質問の趣旨を踏まえて、若干幅広くご発言をお願いします。

大屋

まず大沢先生のご指摘からお答えしていきます。規制主体が広がって企業や中間団体も入ってきているのは確かだとしても、国家や公権力のウェイトは大きいのではないかというご指摘はまさにそのとおりで、それを否定する気はまったくありません。ただ図々しく言うと、国家の問題は憲法学者の人がやってくれますよねと。だからそうではないところに注目して誰かがやらなくてはいけないというのが第1のポイントだと思います。

もうひとつは「中間団体」という言葉を典型的に使いましたが、これは正しいのか。国家のほうが大きい、力強い、その下に中間団体があるという言い方でいいのか。そこは気にしなくてはいけないと思っています。

名古屋大学は法整備支援事業といって、アジアの体制転換国、つまり現・旧社会主義国の法制度改革について支援をしています。それらの国々の多くが最近、国際商事仲裁を導入したいと言っているのですが、その背景にあるのは、はっきり言うとアメリカの資本です。要するにアメリカを中心とする国際資本は、ローカルの裁判所を信用しません。それはもっともだということもありますが、ローカルの裁判所で自分たちの権益にかかわる裁判が行なわれることを望まないのです。だから回避手段をつくれ、そうしなければ国際支援や投資をやらないぞという強硬な圧力をかけます。結局のところ途上国の側がそうした中間団体、多国籍企業などの影響力に負けて法制化しないとはいけません。体制転換国にはそうしないと食べていけない現状があります。

例えば世界で見ると、マイクロソフトとラオスという国の影響力はどちらが強いのか。われわれ個人の自由に対する制約として考えたときに、どちらを重視しなければいけないのか。もちろん憲法学は重要、公権力の監視は必要だけれども、それだけでは駄目で、そういう中間団体に対抗してもらうために「国家頑張れ」と言いたくなることもある。レッシングも『CODE』の後半で、中間団体に対抗するためには国家が頑張らなくてはいけないことを、とりあえず認めます。ただレッシング自身は「しかし議会は腐敗しているし、行政は無能だし、どうしよう」と悩んでしまうのですが、やはりそういう対抗関係は認識しておかなければいけないでしょう。

次に、事前規制は「規制」と言うのかとの指摘がありました。これについては小山先生の、自由と規制の対立というのは社会的な自由の問題であって、自然的自由が増大したとは言えないというご指摘と関わってきます。共通して問題になるのは自由の定義で、サハラ砂漠の真ん中に1人でポーツと立って

いると何も制約されませんが、これを自由が実現している状態と考えるのだろうかということです。確かに自然的自由と呼べるかもしれない生存権は傷つけられずに満たされていますが、そのうち乾いて死んでしまいます。

私は、自由を「一定の資源をもとにした場合の行為可能性」と考えます。私がいま持っている資源を前提としたときに、何がどれだけ実現できるかという可能性の総体であると考え、例えば国家が契約制度を整備する、あるいは交通信号をつくって交通ルールをつくることにより、確かに私が野放図に運転する自由や相手をだます自由は制約されますが、事故を起こさずにドライブに行けるとか、それによって栄える行為可能性はいっぱいあるわけです。すると、やはり国家の規制によってわれわれの自由が増大した。逆に言うと自然的自由と社会的自由の区別を認めない、もしくは自然的自由の存在を認めないと言っても差し支えない立場に私は立っています。

その観点からすると、事前に行為可能性自体をなくしてしまうものを「規制」と呼んでいいのかという大沢先生のご指摘については、もともと自然的自由があるのだという考え方から出発すると、行為可能性があって典型的には国家機能がそれを制約するのだということになるでしょう。しかしそうではなく、われわれの自然的自由がそもそもあるかどうかの方が重要だと考えるわけです。たとえば別の言葉を使ったとしても、そこを誰かが問題化して、われわれの生活や幸せが過度に侵害されない、制約されない理論を考えていなくてはいけないことは変わらない。だから、言葉はもっと適当なものがあるかもしれませんが、私は事前規制・事後規制という言葉を使っています。そうお答えしておきたいと思います。

大沢先生からもう1点、事前と事後の規制の混同が問題だと言ったけれども、例えばどんなものがあるのかももう少し説明をという話がありました。典型的には田村所長が挙げられた交通事故の監視システムの類です。ずっと記録が残るから、われわれのプライバシーが侵害されるという。例えば歌舞伎町の監視システムはたしか1週間で消去するけれども、適切な請求があれば保存期間は延長できるといった規定があって、請求があれば延ばせるなら事実上無期限に保存されているのと同じではないかという文句を言う人がいるわけです。

これは時間軸を完全に無視した議論だと私は思っています。ちゃんと記録が残されるけれどもその時点では誰も見ていなくて、何も問題が起きなければそのまま消されてしまう。問題が起きて請求が通ったときだけ見られる、あるいは保存期間が延長されるのだというルールが適切に運営されることを前提とするなら「ば」、この「ば」は非常に重要ですが、記録時には誰も見ていないからプライバシーは侵害されていません。特に現代の自動化された監視システムの裏側には誰もいません。そのまま何も起こらずに消えてしまう場合には、誰も見ていないからプライバシーは侵害されません。何か起きて請求が通って見られたときは、正当な理由があるのだからプライバシー侵害ではない。もしくは正当化される侵害に過ぎません。

先ほどの請求があれば延長できるというのも、「とにかく延長したい」といった書類が通るほど日本の警察も裁判所も甘くないでしょう。何か理由があったときにだけ保存期間が延長されるのであれば、延びたときには正当な理由があるのだから、不当な侵害ではないのです。時間軸ということをお忘れと、このように幻の侵害、幻の永久保存みたいなものを見てしまう。そういう例を挙げておきたいと思いません。

ただ、これは小山先生からのご指摘に関係しますが、そのデータがほかのデータと結合されるとか、永久保存されて全人生が解明されたりしたらどうするのだと言われたら、確かに重大な問題です。だからもちろん保存されたデータの適切な取扱い、適切な消去をきちんと担保しなければいけないのは間違いない。

これは田村所長もご指摘されたガバナンスの問題です。しかし逆に言うと、ガバナンスをきちんとやったほうが健全だし、やるほうがいいのではないのでしょうか。ガバナンスできそうにないから保存自体をやめますという方向と比べて、どちらが健全かは考えたほうがいい。もちろんきちんとコントロールするのは大前提です。セキュリティ・クリアランスの問題もあるというのはそのとおりですが、その重要性を言っておきたいと思います。

また小山先生からのご指摘で、心理的にやりにくい・やれないというのは事前規制に入るのかという点は、説明の例として心理強制説を挙げたように、入れています。ただ、先に述べたことですが、物理的障害の場合には対象が犬でも猫でも機能します。しかし心理強制説はそうではない。事後の規制が心理強制的に事前規制に転化するためには、特定の条件が揃わないと駄目でしょう。つまり予期能力のない主体を心理強制説に従わせることはできません。

したがって、「法は事後規制で、アーキテクチャは事前規制です」と言い切ると問題が残りますが、アーキテクチャが事前規制として完全に機能するのに対して、法は特定の条件が揃わないと機能しないという違いはあります。あと市場と法の関係はそんなにきれいに切れるのかとか、レッシングの類型論にもいろいろ問題はありますが、理念型として、この区分をきちんとしておくことは有益だろうと思います。

田村

ありがとうございました。それでは、高橋先生、お願いいたします。まず大沢先生からのご質問で、リベラルなコミュニティのルールの確立といった問題、それから国家との違いの問題、小山先生からは、価値の強制にならないかといった趣旨のご質問だと思います。

高橋

いずれも適切なご指摘かと思います。答えるのは非常に難しいですが、まず大沢先生の、コミュニティで妥当しているはずのルールを誰がどうやって確認するか、ですが、最終的に権威的な確認をするのは、やはり国家にならざるを得ません。事前には立法機関がそれを示し、それが破られたときにネガティブな形で司法が示すことになるのだと思います。

ただその際に、小山先生からの価値の強制にならないかという質問にも関連しますが、そのルールの中身にもあまりにも豊かな価値を入れてしまうと、つまり個人の趣味嗜好を大きく制限するような、こういう生き方がよいのだという内容のものを多分に入れてしまうと、コミュニティの活性化という観点からすると非常に問題があります。ですので、そこでいうルールの確認とは、まさにそれがなければコミュニティが成立し得ないような、ごく基本的なものに限られるべきでしょう。国家がやるべきことは、まず最低限、その基本的な部分を確立して人々に理解してもらうことで、あとは、その枠のなかで自主的に好む生き方を行っていただければいいだろうと思います。

この部分は、報告では明確にできなかった、あるいは誤解を与えてしまったところもあるかもしれま

せん。社会的ジレンマの問題を解決するとき、私はアダム・スミスの手法がいいと言いましたが、例えば民主化が不十分で、ものすごく治安の悪化しているところで市民の自主性だけに委ねたら、たぶん駄目だろうと思います。つまり、自由が大事だ、安全が大事だと自分が思っていることを周りの人がまさに共有し、一緒になって活動ができるような最低限度の基盤は整えられなければなりません。

そうした観点から見ていくと、コミュニティの構成員がお互いに協力し合うための最低限度の条件、抽象的になりますが、いたずらに殺されない、自分の財産が奪われないなどという本当に基本的な部分をしっかり確立するのはやはり国家の仕事なのでしょう。ひとつは立法によって行いますし、それが形式的ではないことを示すために行政が裏付けます。変なやり方をしないように司法が抑制をし、実際に破られたときには「ここでこの価値が破られました」と司法が示すことによって、最低限度の枠組みは保たれています。そのことを国家はしっかりと市民に示す必要があるでしょう。他方で、最低限度の条件が保障されたうえで、自分が送りたい人生を個々人が送るための基盤は、基本的にアダム・スミス流のやり方で人々の自由な交流に委ねるべきでしょう。

ただ、これは報告でも申し上げましたが、完全に人々の自由な交流に委ねていくことで、自生的秩序のような形で価値が収斂していくとは思われません。そういうときに、ホブズ的な役割として、最低限度のところではタフな政策をとる必要も出てくるでしょう。それ以上に個人の人生をより豊かにする面にかかわる部分については、国家は支援的、サポート的な役割をして、できる限り人々の自由な交流に任せるべきでしょう。

このように国家の役割は、そこで問題となっている価値の意味によって、ホブズ的な役割を果たすべき場合と、アダム・スミスの役割を果たすべき場合に分けられるでしょう。これをどちらかでなければいけないという形で一義的に理解してしまうと大きな問題が出てくるのだらうと思います。具体例では申し上げにくいですが、例えば暴力団対策を市民に「やれ」と言っても無理ではないかと思えます。最低限のところは、やはり警察などの公権力によって裏づけられる部分がないといけません。同じ文脈で、テロ対策を市民にやれと言っても相当難しいだらうと思います。そして実際に起きてしまった場合の破壊的な結果、市民の生活に及ぼす大きな損失を考えれば、その側面は、先ほどの区分で言えばホブズ的な役割、国家が国民の最低限度の信頼を確保できる条件枠組みは整備しなくてはならないという部分に入ってくる感じもします。ここは試論の域を出ませんが。

次に、小山先生からいただいた、価値の強制にならないかというご質問は、まさしくそのとおりです。大きな枠組みで、人々の生活に必要なものをどう供給するかを考えたときに、市場が与えてくれる考え方と国家が給付してくれる考え方があります。市場がうまく機能していれば結果的にはうまくいくという考え方は、市場の失敗が示すように、万能ではありません。また、公共財という概念が認識されたことによって、それは国家が供給すべきだという考えもありますが、今日挙げましたソーシャル・キャピタルというものについては、国家だけでは提供できない。結局、市場によるガバナンスと国家によるガバナンスの両方とも、それだけではうまくいかないし、なおかつ両方でもうまくいかない場合も出てくる。ここが、コミュニティ・ガバナンスが出てくるゆえんだと思います。

ただ、コミュニティ・ガバナンスの考え方に根強くあるのは、今日の報告の出発点にもなっているのですが、コミュニティは結局、特定の価値をもっている集団に引きずられていくではないか。「みんな

平等だ、みんな自由がいい」と言って出発しながらも、出来上がっていくと、そのなかで多数派を形成する者や既得権的な利益を持っていた者の声が大きくなってしまわないか。結局、国家による価値の強制を否定するためにコミュニティに権限を与えたら、かえってひどいことになってしまうという批判も当然出てきます。

私はそういう状況が生じないコミュニティを「リベラルなコミュニティ」と定義しました。これはある意味でずるくて、法学者の H.L.A.ハートなどが「問題を議論するときに、そもそもそれが問題にならないような定義をして思考停止にしてしまうのはおかしい (definitional stop)」と指摘しています。リベラルなコミュニティが本当に存在し得るのであればいいけれど、リベラルなコミュニティだから問題は生じないのだ、といて問題を処理することは、たぶん不当なのだろうと思います。すると、コミュニティに一定範囲での権限を与えて人々の生活を投資させるコミュニティ・ガバナンスの考え方は、必然的に価値の強制に至る契機を多分に含んでいると言わざるを得ません。そこを何とかして回避する工夫が必要です。

いまのところ考えられるのは2点です。ひとつは、先ほど述べた国家の役割として、最低限度の条件の部分はホップズ的な役割だけれども、そうでない部分はアダム・スミスの役割で、サポートに回る。しかしこれは単なる追従ではなく、コミュニティが変な方向に向かっていきそうな状況のときには適切なコントロールを働かすことができます。相互のパートナーシップを形成することはお互いに対等な関係を築くことですから、コミュニティが常に優先するという考え方ではないでしょう。そうすると、コミュニティの実態として、非常に内容豊かな特定の価値を強制する事態が生じそうになったときには、国家がそこをコントロールすることを認めざるを得ないのではないかと思います。

もうひとつは「価値の強制」という場合の、価値の中身です。私が前提としたのはリベラルなコミュニティで、自由主義社会における諸価値である。自由、自律、寛容というようなことですが、果たしてこれを強制することが不当でしょうか。自由を強制することが、果たして強制された側にとって不当な結果に至るのでしょうか。

謎々なのですが、すべての者に自由を認める社会をつくることについて、「では自由の中身は何だ」ということはとりあえずおいて、みんなが自分の思うような生き方ができる状況を確保するために自由が必要だということになれば、「自由というものが大切だ」という価値を強制することは認められる。認められなければ、そもそもリベラルなコミュニティは成立しないのではないかと思います。

このときに「やはりそれは価値の強制ではないか」という議論に対しては、少しずるい感じもしますが、「自由とは、それだけで完結する実体的価値ではない。自分が何かやりたいときにやれる可能性が開かれていることが自由であって、その先に自分が好むような生き方はまた描き出せる。自由とは、自分が幸福だと思うものを追求するための手段・手続として価値があるのだ。その部分をしっかりと保障する、つまり手続的な価値としての自由をコミュニティの構成員に強制することは、実はその先にある、人々が望む非常に豊かな内容を持つ実体的価値を、できる限り広い範囲で許容する形で機能する」というように見たいわけです。

そう見ておけば、多くの人々が自分の好む生き方ができる、その手段として非常に重要な意味を持つ自由などの諸価値は強制されてもよいのではないのでしょうか。他方、それによって達成される、何らか

の中身のある、より内容豊かな幸福にかかわる部分まで強制する実体的価値の強制は許されないのではないのでしょうか。こういう形で価値の強制も分けて考えることができるのではないが、というイメージをいまのところは持っています。

田村

では村田課長、お願いします。

村田

順不同になりますが、まず通信傍受の関係で小山先生からもご指摘がありました。私の説明が足りなかったかもしれませんが、現在、日本では通信傍受は4つの罪種にしか認められておりません。それは組織的殺人、銃器犯罪、薬物犯罪、集団密航だけであり、テロ対策では認められていません。それこそ爆弾を用いて大量殺人を犯そうとしていることがはっきりしない限り、日本ではテロは通信傍受を行う要件に当たらないということがまずひとつです。将来はできるかもしれませんが、そういったときに、先生がご指摘の、要件や使われ方に関してきちんとしておかないと国民の不安が生じるといのは、まさにおっしゃるとおりです。

参考になるかどうか、私が理解しているところでは、アメリカの組織犯罪とテロ捜査は重なる部分もあれば違うところもあります。FBIが9.11の前に言っていたことは、アメリカの捜査手法で一番有効なのは通信傍受（wire tapping）だということです。マフィアのことをLCN（ラ・コーザ・ノストラ）と言いますが、LCN対策ではワイヤー・タッピングがなければ何も進まないのです。対抗策としては沈黙してしまえばよいのですが、通信傍受をされていると彼らはわかっている、「結局1週間後にはしゃべる」とも言っていました。通信傍受がなければ捜査は進まない、と。

それから司法取引（ブリー・バゲニング：plea bargaining）があつて、これは組織の上に伸びていきます。要するに、従犯に対して、誰から言われたか、上の名前をしゃべれば免責なり減刑するのです。アメリカは犯罪件数が多すぎて、とても捜査を全部やれないから、重要な事件に捜査力を集中するためには、捜査の費用の面でも時間の面でも簡単に済むという意味で、この制度を活用していました。ただ、これは暗殺されてチェーンがどこかで切られると上に伸びていかないという最大の支障があります。そういった反省に基づきながら、証人保護プログラムといったいろいろな手法を併せながらやっています。

最後にアンダーカバー（undercover）です。これは捜査員を敵側にもぐり込ませるわけで、この場合、彼らと一緒にどこまで犯罪行為をやっていいのかという問題が必ず生じます。一緒に人を殺していいわけではありませんが、規定上は違法なことをやらないとなっても、そんなことをしたらアンダーカバーと見破られて、こちらが殺されるわけで、どこまで一緒にやっていいかについては、司法長官のガイドラインで、抽象的ではありますが一応細かく決められています。ただ、「最後は相談しろ」となっていますが、相談する時間などない、というのが実態のようです。これら3つに加えて、おとり（decoy）オペレーションを加えた4つをアメリカでは常に使って、LCNの捜査をしたわけです。

それから、9.11後に問題になったのは、情報機関と捜査機関、intelligenceとlaw-enforcementの情報共有が進まないのは、進めてはいけないという法律があったからです。当時、通信傍受に関して、FBI等の捜査機関による一般的な犯罪捜査では、特定の個人に前提犯罪があるか、すでに犯したと信ずるに足りる相当な理由がある場合と、傍受すればその犯罪に関する通信が得られると信じるに足る相当な理由

がある場合、普通はこの2つが挙げられていました。

また、FISA (Foreign Intelligence Surveillance Act) という外国諜報活動偵察法に基づき実施するときもあります。人によってファイザとかフィーサと呼び、私はフィーサと呼んでいますが、FISA に基づく捜査では、いま言った、ある特定の犯罪に関する通信だとわかっていなくても、彼が外国勢力あるいは外国機関の代理人、要するにスパイだとわかっている場合には、条件を緩和しましょうということですとやってきたわけです。

しかしそれでも十分ではないということで、愛国者法 (Patriot Act) によって要件が緩和されたと同時に、一般犯罪の通信傍受よりも低い基準でやっている話を捜査機関と情報交換してもよい、それによって訴追してもよいということを確認しました。それは通信傍受の話です。

それ以外にも FISA では、裁判所命令によって取得できる記録が、従来は運送業者や宿泊業者、物品保管業者、レンタカー業者における業務記録だけだったのが、愛国者法に変わったあとは、図書館における貸出記録とか、コンピュータの使用記録等の取得ができるようになったということで、実務面ではむしろこちらが大きな価値を占めるようでした。そういった改正が行なわれたのがアメリカです。

ですから、日本は現在、テロ対策では通信傍受は使うことができませんが、将来そういう議論が起こったときには、いいこと悪いことも踏まえながら、アメリカの制度をぜひ導入してほしいなと個人的には思っています。

鉄道の関係ですが、板橋先生のおっしゃるとおり、鉄道に関するいい対策がないのが実情です。まさにここは事前規制と、どのくらい不自由を甘受するかというバランスの問題かなと思います。日本では幸い爆弾テロがないですから、いまのままでやっているのが実態かなというのが私の感想ですが、そんなことを言っただけでは、最初の犠牲が出なければ何も進まないのか、ということになってしまいます。

参考までに、3月14日から神奈川県警は、5月に横浜でアフリカ開発会議が最初にかかれることもあって、路線バスや電車で警察官を乗車させる取組みを行なっています。荷物を調べるわけではありませんが、テロリストに対する威嚇効果といいますか、防犯効果を高めるために、スカイマーシャルのバス・電車版といった試みをやっています。そのなかで手荷物検査をどこまでできるのか、でしょう。ほかの国の情勢では、先ほど申し上げた今年1月にスペインのパルセロナでテロ計画が摘発されたのも地下鉄を狙ったもので、前にも電車がやられています。にもかかわらず、スペインはいまでも手荷物検査をしていません。4年前に何百人も死んだ事件があっても、そこまで個人の自由を制限していいのかという話があるというのが実態です。

それからもうひとつは、過激派の関係です。過激化対策という場合に、de-radicalization (脱過激化) と言いますが、東南アジア等の刑務所で、正しいイスラムを教えて過激化した状態から戻す、いわばオリエンテーションをしている国があります。ただ、これは生きて残った場合で、自爆の場合にはオリエンテーションも何もありません。「脱過激化」というのは過激化したものを戻すというよりは、過激化する過程でいかに見つけるか、いかに早く措置するかが、いま G8 のローマ/リヨン・グループで進めている議論の中心です。

そのなかで私たちが気づかされたのは、彼らにとって内心のラディカライズは別に犯罪ではないという指摘でした。内心のラディカライズは個人の表現・思想の自由で、それが暴力に出たときに初めて違

法になる。そこを区別しないとイケないと指摘した国もありました。あるいはイクストリーミスト (extremist) とテロリスト (terrorist) とは違い、イクストリーミストも「過激派」と訳す人が多いのですが、テロリストには容赦しないけれどもイクストリーミストに関してはいろいろな手法があるわけですが、そういった区別をしている国もあるので、一言で「過激派」といっても難しいな、というのが実態です。

私たちとしては内心はわかりませんから、過激化したからこそ爆薬を買うとか、そういった行為に現われたところを捉えるしかありません。そこで苦労しているのが実態です。世界的な流れとしては、そうした home grown の過激化した者をいかにして見つけ、いかに措置するかに関して議論になっています。

アメリカもそうかもしれませんが、コミュニティ・ポリスという概念があまりない国は、テロに関してかなり強い調子で取り締まる方法が中心になっているようです。しかし、イギリスも 2005 年の 7.7 ロンドンテロ以来、コミュニティ・ポリシングの重要性を認識して、あえてスコットランドヤードのムスリムの方をそういう地域に派遣して、話を聞かせて不満を吸収しています。こうした日本の警察が昔からやっているような手法をヨーロッパでも始めたのが特徴かなと思いました。

田村

ありがとうございました。それでは、私への質問に、お答えいたします。

大沢先生からはガバナンスについて補足的にということでした。また、小山先生からは監視カメラや通信傍受について、目的の明確性あるいは情報の取扱いその他について、よりきちんとした法律上の根拠を持ち、説明するほうが望ましいのではないか、というご質問であったと思います。

まず、先ほど来ありますとおり、ガバナンスが様々な意味でよりきちんとすべきではないか、というのはそのとおりだと思います。こうした研究会に参加させていただくと、それまで、物あるいは人に対する作用が議論の中心だったものが、いまは世界的にもデータなどの情報に関する問題がずいぶん大きなテーマになっていると感じます。物の場合は 1 個しかありませんから、取ったか取らなかったか外形的に明らかなのですが、情報の場合には、お互いに同じものを持つことができるので、コピーしても相手方にはその時点では分からない。だとすれば裁判所の統制といっても、従来と同じようには及ばないことになるので、どうやって統制すればいいのかということを考える必要が生まれます。先ほど小山先生がご指摘された問題は、従来の物をベースに議論をしていたときにはあまりなかったことでした。例えば通信手段であっても、郵便の時代だったら被疑者から受発信された郵便物を押収すればそれは物の押収であり、さらに転用することは考える余地がありませんでしたが、近年はデータとしてそれができるようになったことで、この論議が生まれたものと思っています。

こうした情報管理をめぐるガバナンスは、いまの日本の場合、行政機関個人情報保護法が制度として唯一存在しますが、そのなかでは犯罪捜査目的の情報に対する縛りのかかり方は甘くなっています。それは基本的にすべての行政機関を対象とした仕組みしかない中で、犯罪捜査やテロ対策のための情報を普通の行政機関の情報と一緒に扱うわけにいかないのです。それらの規制の多くが外れざるを得ないからだと思います。

そういう意味で、警察の情報管理をめぐる問題に関しては、一般の行政機関の情報と同じ仕組みに加

われないのであれば、それ以外の統制が別途必要ではないかと、私は個人的には思っています。そのため仕組みをどうすべきかですが、ドイツのように頻繁に立法が展開される国であれば、確かに法律がいいと私も思います。

少し例がずれるかもしれませんが、いま運転免許証にはICチップが入るようになりました。これは平成13年の道交法改正で規定されたものです。免許証のIC化に関して国民的な了解をどうとるのかという議論がそれ以前にあったのですが、法律の条文に書いて国会を通れば国民的な了解と言えるのは間違いないわけで、立法という形で与えられる正当性は大変大きいと思っています。日本の法体系からいけば、運転免許証をICカード化することはおそらく法律がなくても可能だろうと思いますが、法律で規定することによって、その正当性が与えられ、ICカード化されたことに伴う様々な議論に「枠」を与えることができたと思います。

同じように、私は、日本法の世界ではドイツのように法律がなければカメラが置けないとは思いませんし、省庁間のデータ交換も法律がなければできないと思っていますが、そういうものが法律の規定によって権限が与えられ、コントロールが及ぼされるのは大変意味があることだろうと思います。

さはさりながら、現実には行政官をやっていると、日本で法律が頻繁に通るかといえばそうではない、ということをお前提にしなければなりません。そう考えると、少なくとも、例えば公安委員会規則といったもので様々な枠組みを作っていく、そして枠組みを作る過程においてきちんと説明していく、という必要性があるのではないのでしょうか。様々な行政規則をつくる時に、事前に公示してパブリック・コメントを求める手続があります。行政手続として意味があると思うのに行政法系の学者の方はあまり評価していませんが、このパブリック・コメント手続をきちんとやっていくというのがひとつでしょう。

そしてもう一つは、最低限、公安委員会の規則で定めたとおりに運用していることを証明する必要性です。例えば先ほど警視庁の防犯カメラで、1週間で消すという例がありました。東京都の公安委員会規程で書いてあるのですが、そのとおりに守られているはずにもかかわらず、その状況は公開できないので、守っていることを立証できていません。実は立証できないことの辛さをとても感じています。どのような形で立証できるか、いろいろな知恵が絞れるのではないかと。憲法学の方あるいは行政法学の方とさまざまな知恵を出し合う工夫の余地があるのではないかなと個人的には思っています。

もっとも、いまのお話はあくまでも警察政策研究センター所長としての発言です。警察政策研究センターは、行政の意思決定機構と離れた立場で物を語るのが仕事として、あくまで警察庁とは違う、行政機構とは離れた立場の人間としてお話しさせていただければ、そんなふうに感じております。

田村

では次に、会場から質問票で寄せられた質問に答えて参りたいと思います。まず大屋先生にご質問がありました。先ほど「正当な自由は侵害していない」というフレーズがよく出てきました。それで「正当とは何ですか」という趣旨でのご質問と、「適切なアーキテクチャの設計は可能でしょうか」というご質問です。

大屋

「正当な自由」といった場合の正当性の根拠が何かはもちろん大きな論争があるところです。私自身は、他者危害原理は認められる。つまり他人に危害を与えるような行為は自由から除外されてよろしい。

他者に危害を与えるという自由はない、もしくは、それは不当な自由と言ってよろしいという立場です。ですから高橋先生よりは「正当な自由」の範囲をかなり広く取っています。私は普遍化可能性説をとりませんので、そこまで広い定義でもまだ不当なものはあるという感覚で理解していただければいいかと思えます。

次に、適切なアーキテクチャの設計は可能かということも大問題ですが、安藤馨という功利主義の法哲学者などは完璧なアーキテクチャをつくれればそのほうがよい、という立場ですね。私自身は、そうかもしれないと思うところもありますが、適切なアーキテクチャの設計可能性にはかなり悲観的です。

ただ、JCO の事故のように、かなり限定された局面で行為主体の数が時間的・空間的に限定できるところでは結構いけるのではないのでしょうか。バリアフリー住宅もそうですが、ある程度まで危険性を減らす、あるいは限定的な場面において完全に近いアーキテクチャをつくることはできるけれども、普遍的・一般的なアーキテクチャの適切な設計は絶望的なのではないかと思います。

田村

もう1問大屋先生に質問です。独立行政法人建築研究所の樋野さんから「カメラにより都市の快適性が失われるという批判についてのお考えと、多くのカメラは犯罪予防を目的に掲げられていることについて」ということですが、樋野さん、具体的にはどんなご質問でしょうか。

樋野

独立行政法人建築研究所という国土交通省の研究所におります樋野公宏と申します。私は警察大学校で防犯環境設計を教えており、今日も防犯環境設計やアーキテクチャの話が出たので質問しました。

まず、ひとつだけ言わせていただきたいのは、防犯環境設計では物理的な側面というのはむしろ少ないということです。お2人のお話ではかなり物理的な側面に偏った感があったので、そこだけは言いたかったことです。

私は防犯を専門にしていますので、監視カメラによって事後的に警察機関が捜査に使うよりは、むしろ犯罪予防的な側面で防犯カメラを捉えています。いまも、ある県警でそうした実験のお手伝いをしています。その犯罪予防を目的とする防犯カメラが、事前・事後という文脈でどのように捉えられるのか、というのが1点です。

また、小山先生のお話にもありましたが、防犯カメラの設置主体に対して運用を制限できない。これから国家とか自治体だけではなくて、すでにたくさんついています、個人や法人が主体でつけている防犯カメラについて、大屋先生の話では消去できるかどうかが大それた話でしたが、そこに介入ができないとなると、先生が言う「21世紀の権力者」のような話になってくる危険性もあると思います。これについてのお考えをお伺いしたいと思います。

最後に、私はどちらかというと、町に出て住民の方とお話する機会が多いのですが、彼らが言うのは「自由と監視」といった話ではなく、むしろ「気持ち悪い」とか「防犯カメラをつけていると、その道は通りたくない」です。それは高橋先生の「飛行機に乗るのが危険ではないが、いやだ」ですとか、大屋先生の「格子がたくさんついたマンションは快適性が損なわれて住みたくない」というレベルの話だと思います。小山先生の言葉によれば「心理的な威嚇」なのかもしれませんが、そういった、小さい声ではありますが「気持ちが悪いから防犯カメラや監視カメラがいやだ」という世論にどう答えていけば

いいのでしょうか。

大屋

最初の点で防犯カメラの機能について、まずひとつは記録装置だと思います。記録することによって、コンビニ強盗が起きたときに犯人検挙が早くなる。十分に知的な存在であるならば、監視カメラの存在に気づくと見られないように犯行するとか、そもそも犯行を断念するとか、そういう予測に基づく行動をとるはずです。ですから、第1の目的は事後規制を援助することだけでも、規制や合理性を理解する存在に対しては十分に事前機能的な効果を果たすのだらうと思います。

ただ、どんな馬鹿者が強盗に入ったとしても、防犯カメラが事後的には機能します。けれども犬猫なら、防犯カメラがあるから犯行を断念しようとはおそらく思わないので、事前規制への転化は防犯カメラの機能として副次的である。それがうまく機能するのは、われわれ人類あるいは日本人の多くが知性的で合理的に判断するという大変幸せな環境に依存しているからで、途上国の山奥では機能するのかということでしょう。

第2点として、防犯カメラの映像などについて、ちゃんと消去されること・目的外利用されないこと・結合されないことなどが非常に重要だと思います。設置主体が民間の企業や町内会・商店街などである場合にどう担保していくかということ、それこそ国に頑張ってもらうしかありません。国を100%信頼していいかということ、たぶんよくないですが、コンビニエンスストアの監視カメラ映像を「きちんと消さない」と駄目だよ」というその規制に実効力を持たせられる機関は、おそらく国しかありません。だから、国を信頼すればいいというものではありませんが、中間団体に立ち向かうためには国に頼らなければならない面もある、というのが私の立場です。

第3点として、防犯カメラによる不快感があるのではないかと問われれば、たぶんあります。しかし、「あるけれどもしょうがない」、「なければ快適かということ、そうでもない」という議論もあります。例えば飛行機に乗るときに保安検査があります。多くの方は不愉快に感じるとは思いますが、「でも仕方がない」と思う。爆弾が持ち込まれるリスクに比べたら無視可能だと考えられると思います。周囲の状況によっては「気持ち悪いけれども許容可能だ」という意見が大勢を占めることは十分にあるということです。

発展途上国では保安検査がしばしばいい加減で、「頼むからちゃんとしてくれ」と言いたくなることがある。つまり危険性を考えた場合、見られているのは不快だが、見られていないことのほうがより不快である、ちゃんと安全に配慮してほしいという状況は十分に考えられますから、その辺りのバランスの問題になってくるでしょう。

あとは「見られているけれども、行くのが行かないのか」と個人が選択できる環境があることが望ましいだらうと思っています。「見られると気持ち悪い」という人への対応としては、気づかれないような監視カメラに換えるという対策もあります。これは不快感を消去しているけれども問題を一切解決していません。したがって不快感を問題にするより、自覚的に選択してもらうほうが、トータルにはいいだらうと私自身は思います。

小山

情報提供ですが、防犯カメラの目的が「防犯」か、それとも犯罪の事後的な解明を持つのかは、ドイ

ツでは、連邦制に関わる問題です。警察法は州の権限で、刑事訴訟法は連邦の立法権限です。防犯カメラの設置は警察法なので、州で行っています。つまり建前上は、防犯なのです。

これはドイツの特殊事情かもしれませんが、元々ドイツの防犯カメラは、記録せず、モニターで人が見ていて、何かあると無線で現場近くに連絡して、その場所を押さえるものでしたので、ずっと「防犯」という説明をされています。実際には、大屋先生がおっしゃるように、そういう事後規制の機能も非常に大きいと思います。

2点目に、個人が設置した防犯カメラについては、例えばドイツですとデータ保護法で最小限の規制がかかっています。いくつかの裁判例も出ており、判例法もずいぶん形成されている感じがします。

田村

日本では杉並区の条例が個人設置の防犯カメラについて規定しています。また、東京都ですと、1週間以内に消去することが補助金を交付する要綱の要件です。神奈川のガイドラインでもそうになっていたと思いますので、確認の有無は別として、デファクト・スタンダードとして1週間以内に消去というのが広がりつつあるのかなと感じております。

次に、高橋先生に「自由と安全の関係を歴史的な経過でご覧になるとどういことが言えるでしょうか」という、やや抽象的なご質問でございます。

高橋

本日の私の話では、歴史的な、特に自由の概念の変遷だとか、安全の捉え方についての話は、すべて飛ばしています。歴史的な経緯を入れないという前提で話を組み立てましたので、その点では空理空論のような印象を与えたかもしれません。実際に、こういう概念が歴史的に果たしてきた意味合いを踏まえたいうえで論ずべきではないかということは確かにあると思います。

自由の概念について歴史的な変遷を見ますと、例えば、バンジャマン・コンスタンは「古代人の自由」と「近代人の自由」とを分けています。ここで「古代人の自由」というのはポリス的自由、政治に参加する自由、「近代人の自由」は外的障害がない、他人から邪魔されないという自由、アイザイア・パーリン流に言えば「消極的自由」のことを指します。おおまかに見ていけば、積極的に何かに関わっていくような自由概念よりは、他人から干渉されないで自分の好きにやっていくという、パーリン流の「消極的な自由」の概念のほうが近代的自由だと捉えられて来たのだと思います。もし、そういう意味合いでの自由を前提にして話をしなければいけないと考えれば、本日の私の議論は、おそらくどこかで綻びが出るのでしょう。

ただ、近代的自由の中心である、他から干渉されない部分に核心があるというパーリン流の消極的自由の見方には、何かができるという前提がないときには、そういう自由概念は無意味ではないかという疑問があります。何かやりたいと思っても何もやれないところで「さあ、干渉しませんよ」と言うのは、まさに「死んでいいですよ」と言うことに等しい。近代以降の人々が、そんなものを求めたのかといえ、おそらくそうではないでしょう。

近代以降、自由概念が出てくるときに主として念頭に置かれていたのは、大屋先生のお話にも出てきましたが、職能団体などで一緒に生活している中で、自分たちがつくったものでもない、何か理由のわからない不合理なものによって、自分たちの生活の可能性が閉ざされ、制限されていることに対する不

満だったと思います。そういうものに縛られたくないということを前面に出して、自由概念が展開されていたのでしょうか。

では、自由になったときに自分の生存可能性まで奪われるようなところまで含めて、他から干渉されないものが自由だと捉えていたかということ、そんなことは絶対にはないだろうと思います。そういう形で考えていくと、近代の文脈でいけば、他から干渉されないという側面を前面に出さなければ、ああした歴史の動きは達成できなかった。ところが、そのときに前面に出された部分のみに光を当てて、いまも同じ自由概念で考えるということは無茶です。

そもそも私たちがサーバイブしていかねばならないという前提があるわけですから、その前提をも脅かす形での自由概念を前提として論を組み立てることは、私の場合、絶対にできません。そういう意味では、歴史的な流れで見たときに、形式的に捉えられた自由概念に対して、「ちょっとそれはおかしいのではないか」という部分はあるかもしれません。

他方、「安全」ですが、安全に関する概念の歴史的な変遷は、不勉強なところもありますが、今日はラテン語が起源になっている点をお話しました。私の知っている限りでは、「心配がない」「安心できる」という価値は、少なくとも古代ギリシャ・ローマでは価値がないもの、墮落しているものと見られていたと思います。それは、先ほど言いました、古代人の自由が積極的・能動的に仕掛けていくものだということと表裏一体です。自由概念が近代に至って変遷したのとおそらくは平仄を合わせて、安全の概念も変わっていったのだらうと思います。ただ、それをどのように捉えるべきかは、私の手に余る課題でありますし、まだ理論的にも分析されていないのではないのでしょうか。

ベンサムなどは、自由と安全は同じものだとして理解しておりまして、結局自分のやりたいことが自由にできる状況はすなわち安全であるという形で、ほぼ同義に捉えている論者もあります。このようなものまで含めて、時代的な考察を視野に入れて検討する必要は確かにあると思います。

ただ、本日、述べました私の考え方は、仮にそういう歴史的な視点を組み込んだとしても、現時点ならば受容可能なモデルではないかと思っています。

田村

では、フロアから質問を取ります。ご自由にお手を挙げてください。

荻野

警察庁の荻野と申します。小山先生と大屋先生に2問、お伺いします。

小山先生も強調されるとおり、憲法は基本的に国家権力による自由の侵害を防止するためのもので、安全はその前提になるものに過ぎない、という考え方があり、それが基本なのだろうと思います。他方、最近では行政の不作為責任を問われることが非常に多く、警察がストーカーを防げなかった、あるいは変な人に銃砲の免許を与えてしまったということをはじめ、薬事行政の世界や各種の規制行政の世界で、いろいろな事件が起きています。もちろん、個々のケースでは役人がけしからんことをやっている場合もあり、「こいつらを成敗する」という議論も非常によくわかります。

ただ、あまりハードルを高くされると、国や行政がもたない感じがあります。憲法が自由を守るために国家の役割を制限するのであれば、主権者として行政はそこまでやらなくていいことなのでしょうから、それを役人にやれというのは、ややご無体な感じですが。憲法学の立場から「もうその辺りが限界だ」

というふうにビシッと Saying いただけるのかどうか。国家の役割を考える際に2つのトレンドがあるが、その辺りをどう考えればよいかということをお伺いします。

そういうこともあって、全行政的にモラルが落ちていて、10年前、20年前の事柄について「(その当時の)局長を国会に出せ」というような状況になっています。これによりどういうことが起きるか。日記をつけて、自分は毎日どう適正に行動していたかをきちんと記録していこう、といった話になるかもしれない。要するに事なかれ主義に陥る可能性があります。

その関連で、組織のガバナンスが重要だという議論があり、それはそのとおりですが、さらに、「安心社会から信頼社会へ」という言い方もされていますが、閉じた内輪の安心ではなく、開かれた透明な社会における信頼こそが大事なのだ、そのために説明責任や透明性が大事なのだという議論があります。確かに理屈としてはよく分かるのですが、そういうガバナンスのあり方は、現実問題として、実効性があって役立つといえるのでしょうか。

私の現職は、国家公安委員会事務官というもので、警察を管理する機関である公安委員会を補佐し、警察庁長官以下がきちんと仕事をしているかのお目付の仕事をお助けする仕事をしています。ホームページで委員会の議事録を見ていただければわかるとおり、世間で思われるよりもかなり激しい議論があり、しっかりと管理をしておられると思います。それはそれとして、他方、説明責任ばかりを強調する議論は、結果として、雇い主としての国民から見ても、確かにまじめにやっているかもしれないが、役に立たない装置なのではないか、という不満が生じるのではないかと。そしてそれを放置しておくと、結局は法律や政府への信頼を破壊してしまうおそれがあるのではないかと考えられないでしょうか。

例えば、被害者の処罰欲求が非常に強い犯罪類型があります。適正に捜査を尽くして、被疑者・被告人の人権に十分配慮するということは大事なことですしかし、あまりにそれを強調しすぎると世の中全体に不満が溜まって、それが爆発するのではないかと。行政を統制するという意味でのガバナンスには十分意味がある反面、行き過ぎると思わぬ反動が国民の側から出てきてしまうこともあるのではないかと考えます。

ガバナンスというと、最近アメリカ流の第三者性、透明性、手続的な統制といったものが、日本にとって目新しいこともあって強調されますが、それだけではうまいガバナンスにならないのではないかと。何かお考えがあれば、ということで、2点お伺いしたいと思います。

小山

実は2004年9月のフォーラムを私のゼミの学生が聞きにきており、その後、彼のブログには「小山先生の説が日本の通説になったら、行政はもたないだろう」と書いてありました。そのときに言ったことも基本的には同じです。国は、国民の自由の必要最小限を超えて制限してはいけない、というのが一方で当然ありますが、他方で、国は被害者に対して必要最小限の保護を与えなければいけない。要するに加害者の行動を規制して被害者を救済する、そういった憲法上の義務があるという話で、結局、国の判断余地や裁量がぐっと狭まります。

つまり、これ以上やってはいけないという上限が自由権との関係で決まります。それから今度は、最低こまではやらなければいけない。ここまでやらなかったら規制権限の不行使による国賠になるか、あるいは国によっては警察介入請求権が発動されるということになってくると考えます。そうすると立

法府にとっても行政にとっても不愉快な議論であることは確かです。ただ、規制権限の不行使の結果、国民に対して具体的な損害が生じた場合、「いや、そんなことはやらなくていいでしょう」という理屈はちょっと立てにくいと思います。と言いますのは、先ほどからお話しています自由主義的な法治国家は、国家のやり過ぎだけに目を向けていましたが、国家はやり過ぎるだけでなく、さぼる場合もあるわけです。それに対し、これ以上さぼってはいけないという下限も設定する必要もあるのではないかと思います。

実際に規制権限不行使で国賠が認められた事例は、数自体はそれほど多くないのではないかと思いますし、詳しく全部見ているわけではありませんが、わりとたちの悪い事例が多いという印象を持っていますので、それぐらいはご勘弁いただきたいと思います。

ちなみに、私の憲法の人権論は、実は田村警察法学に結構近いところがあるようで、国に対して、場合によっては規制権限の発動を促す。警察に対しても適正な位置付けを与えようとする、やはりやり過ぎはいけませんが最低限はやりなさいという位置付けになってしまうということです。

2点目のガバナンスは私に対する質問ではないと思いますが、ひとつだけ言いますと、ロースクールができて、第3者評価などいろいろうまい制度ができました。私も大学からガバナンスの重要性を強調されるのですが、そう言われても、教育では1対1で「おまえ、何をやってるんだ」とやるほうが大事ではないかと思っていますので、不快感は共有しております。

大屋

透明性・答責性だけを追求しても駄目というのはまったくそのとおりだと思います。しかしほかの方法を考えると、たとえば先ほども名前を出した安藤馨、極論を言うという法哲学者の機能において私よりかなり上をいく人間の構想では、行政に全面的な不作為責任を負わせるのですね。要するに人民は何もしないでよしい。何も統治に協力しなくてよくて、自分のやりたいことだけをする。彼らに幸福生活を送らせるのは統治側の責任だが、その代わりに統治側は結果責任しか問われない。結果において人民が「これは不愉快である」と判断すると統治者は、物理的に首を切られる。安藤はこの場合の統治者、すなわち全面的な統治の自由を行使するけれども結果責任だけ問われる統治者を「不幸な人」と呼んでいます。私もあまりこれは幸福な制度に感じません。統治者が幸福でないだけでなく、被治者も幸福ではないと思います。

こういう全面的な結果責任と統治の自由というモデルをとらないとすれば、人民の側個々人において、結果に対する責任を引き受けないといけません。つまり、われわれが自由をクレームすることは、必然的にそれに伴う責任を引き受け、結果に対して文句を言わず、統治者を免責するということを含まなければならないと思います。

したがって不作為責任のケースなら、大雑把に目安として言うと故意と重過失は裁かれて当然だけれども、過失の場合には刑事民事免責で、ただ真相解明に協力する責任だけを与えるのがいいのではないのでしょうか。逆に真相解明に協力すれば免責され、協力しなければ罰を受けても仕方がないというところで両者を調停すれば、幸福な統治者と幸福な被治者を生むのではないかと思うのですが、これは最近の時勢だと少し旗色が悪そうです。

大沢

ガバナンスの質問についてですが、私自体はアメリカのことを研究しているので、もう少し幅広い問題だと思っていたのですが、先ほど大屋さんのお話も、結局は立法至上主義になるのかなと思っています。アメリカ的な発想をしているものですから、そういう立法至上主義でいいのだろうか、という感じがしています。その場合、裁判所はどうするかというのが私の関心ですが、日本ではそうではないかもしれません。

田村

フロアからほかのご質問があれば、いかがでしょうか。

河合

桐蔭横浜大学の河合幹雄と申します。大屋先生に少し難しい自由の話をしてみようと思います。アーキテクチャの事例として物理的な例が出てきたと思いますが、私が非常に重視しているのは時間軸です。時間限定での規制はたくさんあって、騒音訴訟などで問題になったこともあるかと思います。

私の持説でもありますが、昔は大きな組織犯罪があって、暗黒街の王がいて、警察がある時間にはそこに行けない、ということが一方であっても、普通の人は自由に暮らし、夜ちゃんと家に帰れば安全だということがありました。何時にどこにいるかというのが非常に大事で、職務質問も「こんな時間にこんなところで何している」と尋ねることができた。それが、どんな時間帯でも勝手に出歩ける一方で警察は守れ、という状況になってきているというのが、私の現状認識です。

ライフスタイルに時間軸を入れていくと、それによってアーキテクチャ同様に犯罪との遭遇を防げるし、犯罪者集団がはっきりとあった場合、そちらもライフスタイルを持っていて、棲み分けの形にもなっていたところを非常に感じるので、時間軸を入れてはどうかと考えています。

さらにもうひとつ、時間軸を深くした、ものすごく難しい自由の話ですが、法哲学ですからどうしても個人ベースから始まると思います。変な例を挙げますが、強烈な時間軸として、例えば午後10時過ぎたら外出は駄目で、テレビ・ラジオ・娯楽も全部切るとどういう効果が出るかということ、少子化対策が完全に進むという傑作なことがあります。家族の話もされましたが、こんな議論をしては仕方がないですが、それをやると統計的には少子化対策が進むかもしれない。結果として子どもをたくさんつくる社会との選択権の関わりが出て来ます。

つまり一人の人間として、テレビを見るのをやめて、外出をやめることには全く問題がありませんが、社会で相当がっちり「何時にはこうするべきだ」という時間軸ができてくると、全体の結果としては大きな変化が出てきて、相当な波及効果がある。少子化対策ができれば、おそらくものすごく大きな自由を手にすることができるわけです。そういう、もう一段難しい次元の自由論について、どうお考えでしょうか。

大屋

時間軸の問題は河合先生がすでにご提唱されたことだと思いますが、暗黒街の分散のような話ですね。犯罪者集団や犯罪の起きる場所が固まっていたのが、社会に分散してしまったことによって、従来普通の生活をしてきた人がそれに接触するようになってしまった。これはまったくそのとおりだと思います。

これに対して、人々がきちんとしたライフスタイルを維持して、ちゃんと朝起きて夜寝るという対策もあり得るだろうとは思いますが。結局重要なのは一般市民から見た場合のリスク・コントロールだと考

えれば、例えばオランダのように売春もソフトドラッグも合法で、ただし一定の規制された領域で、許容されるやり方でないといけない。認めて隔離する方が社会全体のリスクは低くなるというのがたぶんオランダ人の主張だと思いますし、そうしたやり方もひとつの方策だろうと思います。しかし、本当にうまくいくのかについては結構不安です。

もうひとつ、そのための手法としてライフスタイルをどこまで強制できるのかが論点になると思います。例えば「朝起きて夜寝ろ。夜中はちゃんと電気を消せ。電気を消したときにできることをしろ」と命令することが許されるでしょうか。われわれはそれを許す社会を選択して来なかったと思います。

現代はライフスタイルの多様性を認める社会ですし、特にわれわれはそこでライフスタイルの分散と、それによる「便利の享受」を社会的に選択してきたのだと思います。例えばオランダでは全商店街が午後5時に閉まって、週1日だけ7時まで延長営業する。こういう規制を社会的に当然のものだと許容してきた社会に対して、食品売り場が24時間開いていることを素晴らしいと思い、正月からスーパーが営業しているのを喜んできた社会がわれわれです。

社会の問題を解決するためにはライフスタイルを統一すればいいかもしれませんが、現実的にわれわれはたぶんそれを好まないだろうし、政治的に受け入れられることもないであろうということがひとつ。もうひとつは、それを強制する根拠もおそらく薄いということ。私は他者危害原理しかほぼ認めないので、そこから高らかに主張したいのですが、人々から「朝寝て夜起きる自由を認めろ」と言われたときに、それを拒否する理由はおそらくないだろうと思っています。

田村

まだご質問したいという向きもあろうかと思いますが、時間も残り少なくなりました。最後に、パネリストの方々から一言ずつ今日の総括をしていただきます。

高橋

本日はこういう場で報告させていただく機会をいただき、非常に勉強になりました。もう少し実践にかかわることをお話できればよかったのですが、私の力不足もありまして、なかなかそういうお話を提供できなかったように思います。

大屋先生のお話は非常に刺激的でした。私も防犯カメラの問題は関心があり、感想めいたことを申し上げますと、大屋先生は事後的規制だからよい、事前的規制の部分は副次効果だというお話をされましたが、現実には防犯カメラが設置されて仮に犯罪行為が激減したとすると、副次的効果だと言っておきながら、実際には予防効果が前面に出てくることになります。これはきつい言い方ですが、単に説明のすりかえになってしまうかな、という印象なども持ちました。

そういうことなども含めて、これから考えていかなければならないことがたくさんあるということをお勉強させていただきました。ありがとうございました。

大屋

たくさんしゃべりましたので、言うことはもうあまりありません。大変に勉強になりまして、ありがとうございました。

村田

先ほどアメリカの捜査権限が大変多くて羨ましい、という話をしましたが、アメリカの制度も歴史が

あったうえでそうなっています。例えばアメリカでは連邦捜査官に嘘をつくとは、連邦犯罪になります。日本の警察は、被疑者は嘘をつくものだと思っていますし、ニューヨーク市警に対して嘘をついても犯罪ではありませんが、FBI や連邦捜査官に対する嘘は連邦犯罪です。そんなことを言わなければ捜査経費や人員を余計に使わなかったのに、という司法妨害の発想だと思います。

まず逮捕して、そこにかかってくる電話の相手を見て、という話からスタートしてまさに先ほどの司法取引などの話がありますので、あの制度さえ導入すれば何でも可能になるというわけではもちろんありませんし、アメリカにはアメリカの歴史がある。日本がそうっていないのは、まさに社会がそれを認めていない、要請していないということかもしれません。そのなかで、われわれとしては全力を尽くして国民の皆さまの生命、身体、財産の保護に努めていきたいと思っています。

大沢

今後、21世紀の自由と安全の調整が問題となっていくでしょう。大屋先生や高橋先生のお話、あるいは現状についての村田課長のお話を聞きますと、大きな時間軸によって示されるような考え方の変化があるかなと思います。

よく憲法の話で最初に出て来るように、従来の近代自由主義が自由の制限のみを問題としたとしますと、その後、20世紀に入り、いわゆる手続的保障、要するに説明責任といった形に具体化されているのだと思います。ただ、それだけではなく、中身自体も変わってきているかなと思います。つまりテロ事件の結果として、憲法上でも国家の役割や在り方の変化を認識されてきているのではないかと思います。そこで、大屋さんがお話されたような規制の意味合いがいろいろ出てきている。それは憲法学者が考えるということですが、社会的な規制も非常に大きくなっていて、公権力による権力行使だけではないのだということです。

そういう流れが、20世紀から21世紀にかけて国家の役割自体が大きく変容していることを示しており、テロ以外に様々な形で自由と安全の調整の必要性は出てきているのだと思います。その意味で一番の問題は、それを憲法の側でどう受けとめるかということではないかと思います。

小山

憲法・憲法学は、近代立憲主義の中で成り立ち、国家からの自由を強く要求するという考え方の中で成り立ってきたものです。他方、様々な技術の発展は犯罪の種類や性質も変えていきましたし、地域的な広がりも変え、それに対応する国が求められることも変わり、国が投入できる技術的な手段も豊富になってきたと思いますが、そうした流れのなかで一番変わっていないのが憲法学であるという感じがします。憲法学は、変わらなくていい面もあれば、変わらない結果、新しい流れに対応できない面もあります。

先ほど、この安全の実現も法治国家の枠のなかでと言いましたが、やはりこの守るべきポイントは変わっています。法治国家のこういう部分に抵触してはいけないという、その重点が変わっています。あるいは、新しい人権というものもありますが、人権の面でも、例えばプライバシーは憲法には明文規定がないけれども、プライバシーというものは一応あることになってきていて、私生活の秘密に加え、自分に関する情報をコントロールする「自己情報コントロール権」というふうに膨らんでいます。

つい半月ほど前のドイツの憲法判例では、そうした自分に関する情報をコントロールする「情報自己

決定権」でも不十分であるという、少し長いですが「情報技術システムの信頼及び不可侵性を求める人格権」という新しい憲法上の人格権をつくりました。これはインターネットを通じて個人のパソコンに入って、そのパソコンのデータを奪う。そういうことをあるドイツの州が、州の憲法擁護庁という情報機関に授権したのです。では、それが憲法上のどの権利を侵害するのか。監視カメラなら情報自己決定権だろうし、電話の盗聴なら通信の秘密です。しかし、これには全く対応するものがないのです。全部「帯に短し、たすきに長し」なので、「情報技術システムの信頼及び不可侵性の基本権」というものをつくり上げていきました。

ではこれをどう評価するか。裁判官の売名行為も含まれる感じがしますが、大事なのは、憲法の側でも新しい事態に対応する武器を新しく準備していくことです。要するにテロリストが新しい武器を準備したら、国の側は新しい武器を使うわけです。そこで憲法だけが古い道具を使っているのも仕方ない、ということはあると思います。どこまで変わるべきなのかというのは難しい問題ですが、変わっていくことも必要かなという思いを強くいたしました。

板橋

5年前に、田村所長から憲法の先生方とテロ対策の勉強会をするという話をいただきました。テロ対策はまさに自由と安全に関わる問題で、いずれ憲法論の分野になってくだろうと田村所長がおっしゃって、大沢先生と小山先生とこの研究会がスタートして、もう5年が経ちました。始めた当時、私も法律的なことはよくわかりませんでしたし、「自由と安全」をテーマに、警察のテロ対策担当者と憲法学の先生がこうして並んで議論すること自体が考えられないことでした。この5年間でだんだん変わってきたなというのが大きな感想です。

私自身としては、この研究会に参加させていただいて、小山先生、大沢先生、あるいはそれぞれの門下の先生方と議論ができて非常に有意義でした。私自身としてのテーマとして、先ほど申し上げた9.11以降のテロ対策の基軸の変遷を追いかけていきたいと思っています。

最後になりますが、20年近くテロの問題に関わってきた研究者として、直近の大きな課題は、何といっても日本でのサミットを無事に、テロを起こさず開催することだと思います。やはりテロに狙われるのは、一般市民の皆さんが身近に使う、それだけに守りにくく、テロを起こしやすいという交通機関だろうと思います。

地下鉄サリン事件の直後を思い出してください。あの直後、皆さんは電車を利用するときに、必ず網棚を見たり、周りに不審なものがないか、不審者はいないかと注意を払ったりしていました。まさに最も有効なテロ対策は人の目、市民の目です。もし、列車でテロが起これば、そこに乗っている人は運命共同体なのかもしれません。利用者一人一人が注意を払うことによって、自らの安全を確保することにもつながるわけであり、このような状況をサミットの前に擬似的につくり出していくことが必要なのではないかと思います。

実はJRなどの交通機関で3年ほど前から「私たちもテロ防止に協力しています」というバッジをキオスクの人や駅員がつけているのですが、一般の人は誰も気づいていません。私はこのアイデアは素晴らしいと思います。サミットが近づいたら、ぜひ政府に統一したバッジをつくっていただきたい。それを見たら「あっ、テロに注意しなければ」と思うようなバッジを500万個ぐらいつくって関係者に配って、

みんながつけて、テロを防いで欲しいと思います。

田村

この研究会は、研究会メンバーだけではなく、今回も外部から2人おいでいただいたように、様々な立場の方に参加いただいて論議の幅を広げています。5年間の研究会全体を通じて、実態をきちんと見ること、そして様々な議論を踏まえて言葉をつくっていくこと、その両方の作業が必要ではないかと思っています。実態は実態としてきちんと見て、それを理論の側と実務の側それぞれが相互に交換可能な言葉にしていく努力をすべきではないかと感じた次第です。

皆さん、長時間にわたりどうもありがとうございました。